

児童手当制度の変更について（お知らせ）

令和6年10月分（12月支払分）からの児童手当については、次のとおり制度が変更になります。制度の変更により新たに申請が必要な方には申請書を郵送いたしますので、手続きをお願いいたします。

児童手当拡充後の内容

- ・所得制限の撤廃
- ・高校生年代までの支給の延長
- ・第3子以降の手当額を月額3万円とする（多子加算のカウント方法の見直し）
- ・支払期日を年6回（偶数月）とする

	拡充前（令和6年9月分まで）	拡充後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童（15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代までの国内に住所を有する児童（18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	所得制限額：960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限以上 一律：5,000円	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子：30,000円
支払期日	3回（2月、6月、10月） （各前月までの4ヶ月分を支給）	6回（偶数月） （各前月までの2ヶ月分を支払）

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 児童手当担当 ☎0185-79-2113

交通指導員としてご活躍いただける方を募集します！！

町の道路交通の安全のため、交通指導車に乗っての巡回広報活動や、イベント等への派遣依頼があった際には交通整理なども行う交通指導員の一員として、一緒に活動していただける方を大募集します！！

活動内容などは下記のとおりですので、ご興味のある方はお気軽に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【主な活動内容は…】

- 交通指導車に乗り、交通安全のための巡回広報を行います
- 横断歩道で街頭指導を行い、子どもたちを見守ります
- 各種イベントで交通整理等を行い、参加者の安全を守ります



【報酬などは…】

毎月7,000円＋活動日数に応じて、1日あたり1,600円の報酬をお支払いします。（※一部無報酬の活動も有り）

◎町民の方々の安全を守るため、ご協力をお願いします！！

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 健康推進係 ☎0185-79-2113